

第14条 知事は、融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、融資した資金の繰上償還の措置をする必要があると認めるときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとする。

(1) 融資の申込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。

(2) 融資を受けた資金を融資対象経費以外に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、融資の継続が不相当と認める事実があったとき。

(協議等)

第15条 知事は、この制度の適正かつ円滑な運営を図るため、適宜この要項に定める関係機関と協議するとともに、必要と認めるときは報告を求めることができるものとする。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。